

# 鳥 取 報 廣

発行所  
鳥 取 市 役 所

鳥 取 市 西 町  
電 話 4111番

編集兼  
発行者 鳥 取 市 企 画 課

印 刷 所  
日ノ丸印刷株式会社  
電話代表2248番



〔円護寺より公園墓地を望む〕

## — 復 興 局 — ≡ ご あ ん ない ≡ 墓地移轉の実施について

大火災の復興事業も着手以来早くも二年余を経過し、着々と完成に近づきつゝありますが、墓地移轉だけが、いろいろな事情によつて遅々として進まないまま取残されている現状であります。

そこでいよいよこの年度事業として近く次の要領によつて着手することに決定いたしましたので、別記墓地に墳墓を所有される方又は縁故者で未だ届出のない方は、至急届出をして下さるようお願い致します。

管理寺院との協定が成立しない場合、届出もなく住所氏名も不詳のときは、移轉についての協議や工事着手、立会などの通知ができないことになり、従つて所有者、縁故者不明のまま移轉することになりますので、念のため申添えます。

### 移轉工事実施要領

一、移轉跡地は公園(児童遊園地)として設備する事になつています

二、移轉先は別図の円護寺公園墓地で、寺院毎に区域を設けて現在墓地の換地として交付します。従つて墓地の使用権などもそのまゝ移轉する事になります

七、移転がおくれますとお互の迷惑になりますので、この際進んで御協力下さるようお願い致します。

八、移転先立つて協議が成立しないときは、墳墓の埋蓋等に関する法律(第一九条)により墓地の使用を禁止します。

九、移転先立つて協議が成立しないときは、墳墓の埋蓋等に関する法律(第一九条)により墓地の使用を禁止します。

三、移転補償金は現在の墳墓の規模と補償基準によつて算定します。

四、移転方法は所有者、縁故者の個人施工と、管理寺院又は市に委任して施工する方法とがあります。何れにしても御相談にお越し下さい。

五、移転先の円護寺墓地は、何れも巾〇、九米以上三米以下の道路に面し、墓地は間口、奥行とも一、五米以上二米の方形の墓地敷で地盤堅固であり、墓地としての環境の良い風光明媚な土地であります。

六、移転に先立つて協議が成立しないときは、墳墓の埋蓋等に関する法律(第一九条)により墓地の使用を禁止します。

### 移 轉 墓 地

- 昭和27、28年度
- 瓦町 管能寺墓地
- 川外大工町 本浄寺(道路敷分)
- 寺町 最勝院
- 南本寺町 旧願功寺
- 昭和29年度(今回)
- 川外大工町 本浄寺墓地
- 川外大工町 浄宗寺
- 敷片原町 眞宗寺
- 南本寺町 宝珠院
- 川端一丁目 浄寛寺
- 昭和30年度
- 川端一丁目 眞教寺墓地
- 職人町 養源寺
- 寺町 円相院

届出期日 9月10日

尚詳細については、鳥取市復興局へ御連絡下さい。

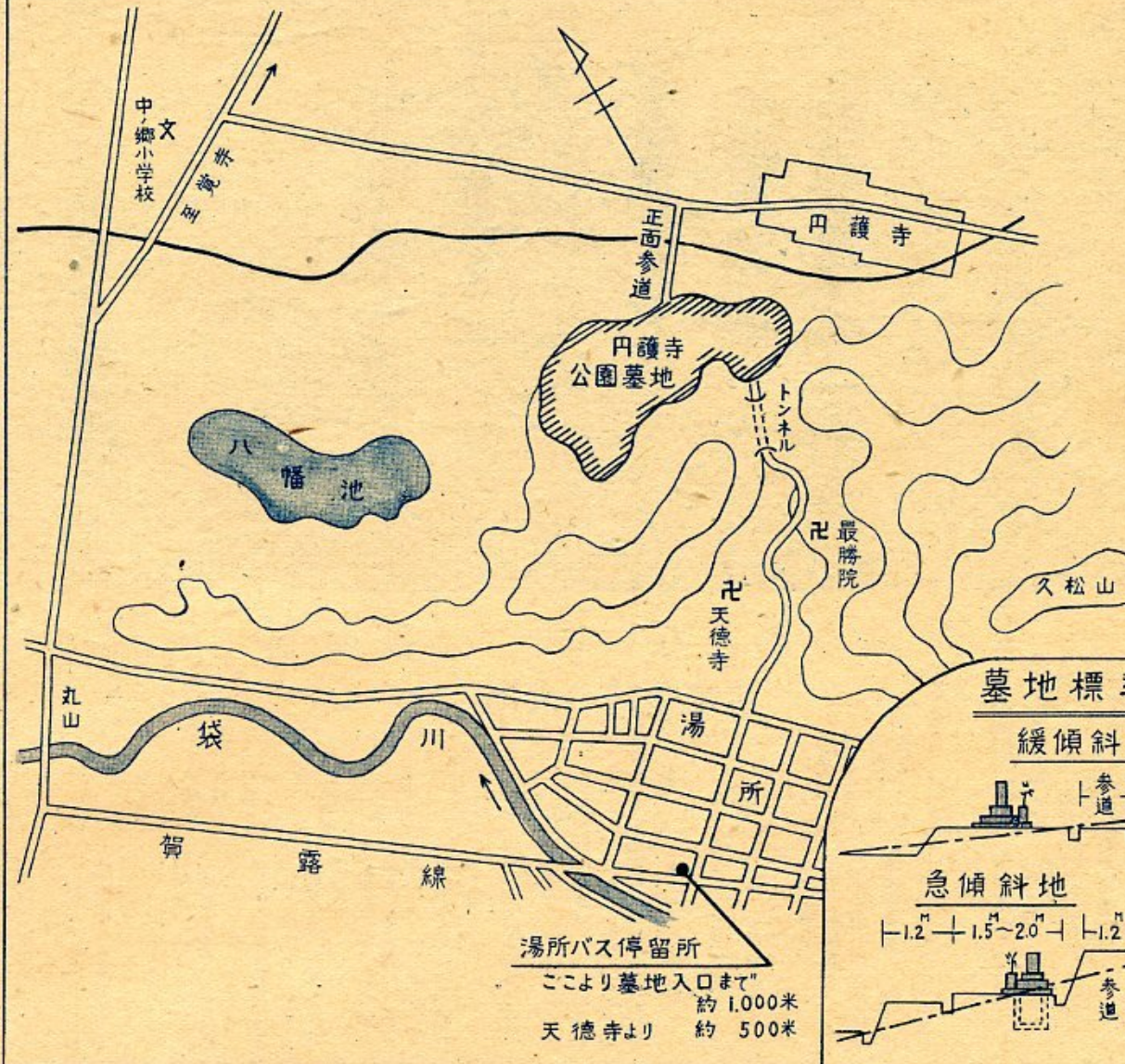
墓地整理についての説明書も用意しています。

鳥取市復興局より



# 円護寺公園墓地案内図

縮尺一万分の一

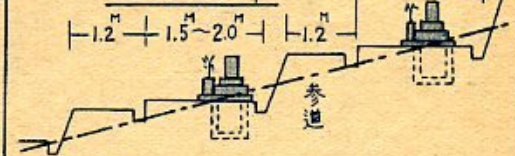


## 墓地標準圖

### 緩傾斜地



### 急傾斜地



## 納税の お願い!

### 八月三十一日は市県民税第二期の納期限です

八月一日より三十一日迄は市民税第二期分の納期であります。

既にお届けしている納付書に依り八月三十一日迄にお忘れなくお拂込み下さい。

### 税金は納期内に納めませう

有利な納期前納付をお奨めします